

「自筆証書遺言書」 保管制度説明会を 開催します

『相続』って難しそう。でも、あなたにも関係があるんです。

遺言がなければ、あなたの財産を「思ったとおり」に分けられません。何の準備もしないと、ご家族にトラブルが起こる可能性だってあります。

法務局では「自筆証書遺言書」（自分で書いた遺言書）を保管する業務を行っています。

相続や遺言のことについて興味がある、分からないことがある、不安という方、ぜひ、ご参加ください（注）。

●開催日：**令和8年10月8日（木）**

●時 間：**午後2時から午後4時まで**

●場 所：**鹿児島地方法務局4階会議室**

鹿児島市山下町13-10

鹿児島地方第三合同庁舎

●予 約：**必要（電話でお受けします）**

☎ **099-219-2106**

●参加料：**無料**

（注）遺言書の個別の内容に関するご相談には応じることができません。
あらかじめご承知おきください。

●問合せ先

鹿児島地方法務局供託課

099-219-2106

定員50名
（先着順）

